様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 　　2024年　　4月　　25日    　経済産業大臣　殿  　　　（ふりがな） かなざわえなじーかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 金沢エナジー株式会社  （ふりがな）いしもと　つよし  　　　　　　　　　　　　　（法人の場合）代表者の氏名　 石本　毅 印  住所　〒920-0993 石川県金沢市下本多町六番丁11番地  法人番号　6220001024185  　情報処理の促進に関する法律第３１条の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 金沢エナジーDX戦略 | | 公表日 | 2024年　　3月　　1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社コーポレートサイト内「金沢エナジーDX戦略」  <https://kanazawa-ge.co.jp/wp/wp-content/themes/kanazawa-energy/assets/docs/company/dx03.pdf>  「トップメッセージ（１ページ）」，「金沢エナジーにおけるDXへの取り組み（４ページ）」にて公表 | | 記載内容抜粋 | ＜企業経営の方向性＞  当社は経営理念の「エネルギーでつくる地域の未来～地域を守り、地域に愛され、地域と成長し続ける～」をベースに，2031年度ありたい姿「①安定した経営基盤のもと安定供給・保安の高度化を実現、②高い収益性を実現しつつ低廉な料金と魅力あるサービスを提供、③信頼感ある企業として，持続可能な地域社会の発展に貢献」の実現を目指している。  ＜情報処理技術活用の方向性＞  外部環境の変化に対応しながら，様々な経営上の課題に対応するため，最新のデジタル技術活用の方向性を示す「金沢エナジーDX戦略」を策定した。DX戦略では①安定供給，②低廉な料金，③魅力あるサービス，④環境整備の４つの方針から，各種アクションを検討・実施していく。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 当社の意思決定機関として設置した経営会議にて承認された内容であって，公表媒体に記載されている事項である |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 金沢エナジーDX戦略 | | 公表日 | 2024年　　3月　　1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社コーポレートサイト内「金沢エナジーDX戦略」  <https://kanazawa-ge.co.jp/wp/wp-content/themes/kanazawa-energy/assets/docs/company/dx03.pdf>  ５～７ページにて公表 | | 記載内容抜粋 | 1. 保安業務高度化   → 「従来は点検困難であった箇所を，ドローンを導入することによって点検可能にする」、「供給圧力の低下を早期に発見し，設備の機能や品質の低下を防ぐために遠隔監視ガスメーターを使用する」など、保安業務を高度化し、安定供給を高い水準で維持する。  ②業務効率化  → ノーコードツールを使用してITの民主化（利用者自身で業務課題を解決するアプリを作成するなど）を図り、工数・コストを削減することで低廉な料金を維持する。  ③お客さまサービスの拡充  → お客さま情報管理システムの更新に伴い、当社のサービス情報を一元化することで、お客さま毎に、より適切なタイミングでサービスの提案を行う。インターネット上でお客さまご自身でも契約内容や料金を確認できるよう、会員ポータルサイトの開発を行い、お客さまとの接点を強化し、お客さまの利便性の向上を図る。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 当社の意思決定機関として設置した経営会議にて承認された内容であって，公表媒体に記載されている事項である |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 当社コーポレートサイト内「金沢エナジーDX戦略」  <https://kanazawa-ge.co.jp/wp/wp-content/themes/kanazawa-energy/assets/docs/company/dx03.pdf>  「3-5. 環境整備（⑤ 人財育成・組織整備）（９ページ）」で公表 | | 記載内容抜粋 | DXコア人財による「ITチーム」が部門横断でDXを推進していく。2026年までに全社員の10%程度をDX推進人財へ育成し各部署へ配置するとともに，全社員をDX活用人財へ育成する。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 当社コーポレートサイト内「金沢エナジーDX戦略」  <https://kanazawa-ge.co.jp/wp/wp-content/themes/kanazawa-energy/assets/docs/company/dx03.pdf>  「3-3. 魅力あるサービス（③お客さまサービスの拡充）（７ページ）」，「3-4. 環境整備（④ システム基盤の見直し）（８ページ）」で公表 | | 記載内容抜粋 | 「お客さま情報管理システムの更新」  → お客さま毎のタイムリーなサービス提案やお客さまとの接点強化などサービスの拡充を図るため，会社設立当時から使用しているお客さま情報管理システムを刷新する。  「サーバ運用の高度化」  → 自社保有のサーバからハウジングサービス活用に切り替えることで，サーバ運用の効率化や災害対策レベルの向上などを図る。  「開発基盤の見直し」  → 開発基盤をノーコードツールに変えることで，IT技術者以外が簡単に業務用アプリなどを開発でき，業務の高度化・効率化を実現する。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 金沢エナジーDX戦略 | | 公表日 | 2024年　　3月　　1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社コーポレートサイト内「金沢エナジーDX戦略」  <https://kanazawa-ge.co.jp/wp/wp-content/themes/kanazawa-energy/assets/docs/company/dx03.pdf>  「４.DX評価指標（10ページ）」にて公表 | | 記載内容抜粋 | 各アクションについて，以下を指標として評価する。   1. 保安業務高度化 ドローン、遠隔監視ガスメーターの運開 2. 業務効率化 開発アプリ数 3. お客さまサービスの拡充 お客さま情報管理システムの更新，ポータルサイト運開 4. システム基盤の見直し 保守作業の工数削減 5. DX人財の育成 DX人財数 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年　　3月　　1日 | | 発信方法 | 当社コーポレートサイト内「金沢エナジーDX戦略」  <https://kanazawa-ge.co.jp/wp/wp-content/themes/kanazawa-energy/assets/docs/company/dx03.pdf>  「トップメッセージ（１ページ）」にて公表 | | 発信内容 | ・昨今の目まぐるしい外部環境の変化に対応しながら、安定供給、低廉な料金、サービス拡充を実現させるなど、経営上の課題は多岐にわたる。  ・当社では、これらの課題に対応するため、最新のデジタル技術活用の方向性等を示すDX戦略を策定した。  ・最新のデジタル技術の利活用とともに、社内のDX推進体制構築、社員へのIT教育などに取り組み、DX戦略の実現に向けて邁進していく。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年 4月5日 | | 実施内容 | 「DX推進指標」により自己分析を行い、IPAの自己診断結果入力サイト（https://www.ipa.go.jp/digital/dx-suishin/about.html）から入力している。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2023年 6月23日 | | 実施内容 | SecurityAction制度に基づき2つ星の自己宣言を実施している。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所」欄は、氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかにより記載すること。一般事業主が法人の場合にあっては、住所については主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。